

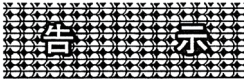
長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和 7 年 5 月 26 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第44号

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則（令和 4 年長野県規則第46号）の一部を次のように改正する。
第 4 条中第 8 号を第 9 号とし、第 3 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。
(3) 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第 1 項ただし書又は第30条第 1 項ただし書の政令で定める工事として行う土砂等の盛土等
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

都市・まちづくり課



長野県告示第253号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。
令和 7 年 5 月 26 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
佐久市田口字広川原199 の 1 （次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第254号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 2 項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。
令和 7 年 5 月 26 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
基本測量 空中写真撮影
- 2 作業期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域
長野市、上田市、須坂市、中野市、千曲市、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡筑北村、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町、上高井郡高山村、下高井郡山ノ内町、上水内郡信濃町、上水内郡飯綱町

建設政策課

長野県告示第255号

北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。
令和 7 年 5 月 26 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 航空レーザ測量
- 2 作業期間
令和 7 年 5 月 12 日から令和 7 年 11 月 28 日まで
- 3 作業地域
下高井郡山ノ内町、下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第 256 号

中部地方整備局飯田国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。
令和 7 年 5 月 26 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 数値図化
- 2 作業期間
令和 7 年 4 月 2 日から令和 7 年 12 月 12 日まで
- 3 作業地域
木曽郡上松町、木曽郡大桑村

建設政策課

長野県告示第 257 号

長野市長から、次のとおり測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。
令和 7 年 5 月 26 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 1 級公共基準点【基 36】移設
- 2 作業期間
令和 7 年 6 月 1 日から令和 7 年 12 月 19 日まで
- 3 作業地域
長野市

建設政策課

長野県告示第 258 号

岡谷市長から、次のとおり測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。
令和 7 年 5 月 26 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 空中写真撮影（地図情報レベル 1000）
- 2 作業期間
令和 7 年 4 月 22 日から令和 7 年 9 月 30 日まで
- 3 作業地域
岡谷市

建設政策課

長野県告示第259号

塩尻市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年5月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 空中写真撮影（地図情報レベル1000）
- 2 作業期間
令和7年4月28日から令和8年3月27日まで
- 3 作業地域
塩尻市

建設政策課

長野県告示第260号

下諏訪町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年5月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 空中写真撮影（地図情報レベル1000）
- 2 作業期間
令和7年4月1日から令和8年3月28日まで
- 3 作業地域
諏訪郡下諏訪町

建設政策課

長野県告示第261号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項及び第26条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定します。

令和7年5月26日

長野県知事 阿部守一

指定の区域

別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部都市・まちづくり課及び建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

都市・まちづくり課

長野県須坂建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和7年6月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年5月26日

長野県須坂建設事務所長 河原輝久

- 1 路線名 406号
- 2 供用を開始する区間
須坂市大字須坂字八幡裏1607番の7地先から
須坂市大字須坂字八幡裏1621番の6地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和7年5月26日

道路管理課

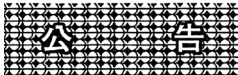
長野県教育委員会告示第1号

令和8年度長野県立中学校入学者選抜要綱を次のとおり定めました。
令和7年5月26日

長野県教育委員会

- 1 要綱の名称
令和8年度長野県立中学校入学者選抜要綱
- 2 要綱の内容
要綱の内容は、長野県教育委員会のホームページ (<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/jukense/index.html>) に掲載しました。

高校教育課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。
なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年5月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
軽井沢・プリンスショッピングプラザ
北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字中谷地1178-79 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社西武リアルティソリューションズ
東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社TSI	下地 毅	東京都港区赤坂八丁目5番27号
昭和西川株式会社	田村 秀和	東京都中央区日本橋一丁目1番7号
千代田ラグス株式会社	森川 吉明	東京都江東区青海三丁目4番19号
ツヴィリングJ．A．ヘンケルス ジャパン株式会社	アンドリュー・ハンキンソン	岐阜県関市肥田瀬4064番地
テンピュール・シーリー・ジャパ ン有限会社	バスカールラオ	兵庫県神戸市中央区伊藤町119
株式会社レスポートサックジャパ ン	北方 靖人	東京都渋谷区渋谷二丁目1番1号
株式会社グループセブジャパン	アンドリュー・ブバラ	東京都港区南青山一丁目1番1号
株式会社アダストリア	木村 治	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号